



うるま市農業委員及び 農地利用最適化推進委員募集

農業委員会では、次のとおり第17期うるま市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

【募集概要】

★ 農業委員 ★

①要件

農業に関する意見を有し、農業委員会職務を適切に行うことが出来る方。

但し、一定人数は、認定農業者等の要件があります。

②業務内容

- ・ 毎月の農業委員会総会への出席
- ・ 農地法の許認可の審査や違反等における意見の決定
- ・ 農地利用状況調査や農業者の意向調査等

③募集人数 **14名**

④報酬 月額46,000円

※互選選出される会長及び職務代理者(副会長)は変わります。

⑤任期

令和3年4月1日から令和6年3月31日迄

★ 農地利用最適化推進委員 ★

①要件

農地等、利用の最適化推進に熱意と識見を有する方。(農地等利用の最適化の推進とは、担い手への農地集積、耕作放棄地対策、新規就農者への支援等のこと。)

②業務内容

- ・ 農地等利用の最適化に関する活動を図るための各種調査等や農業者からの相談活動
- ・ 農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、担い手への農地利用集積、集約化に繋がる活動

③募集人数 **16名**

④報酬 月額40,000円

⑤任期

委嘱の日から令和6年3月31日迄

【募集期間】

令和2年9月1日(火)から令和2年10月5日(月)まで

※土日・祝日を除く市役所開庁日の8:30~17:00まで

※郵送の場合、当日消印有効

【提出様式等】

- ・ 推薦人の資格、被推薦人及び自薦者の資格等の詳細、各推薦書、応募書のダウンロード等につきましては、**うるま市農業委員会事務局**《☎923-7608》までお問合せいただくか、うるま市ホームページをご確認下さい。

【申請窓口・提出方法】

- ・ **うるま市農業委員会事務局** (〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号)
うるま市役所(西棟庁舎1階)へ、**直接持参**または**郵送**
(郵送の場合は、簡易書留にて郵送して下さい。)



農業委員会は市町村に設置された行政委員会です。

地域の農業を活かし担い手を応援する

農業委員

推進委員



になりませんか！

農業委員会は、地域農業の発展のため、市町村に設置されている行政委員会で、**農業委員**と**農地利用最適化推進委員**で構成されます。

農業委員は、農業者等の推薦・募集の結果を尊重して、市長が議会の同意を得て任命し、推進委員は、農業委員が委嘱します。いずれも女性や青年農業者、認定農業者などの担い手、地域農業の振興に取り組む住民なども含めた多様な人材が選ばれて、以下の活動を進めています。

農業委員会はこんな活動をしています。



農地を守り 活かす取り組み

優良農地の確保と有効利用のための農地法等に基づく法令業務の執行、農業者の今後の経営移行等の聞き取りや地域の話し合い等での情報共有をしています。

情報活動

農業者の経営と暮らしを応援するため、全国農業新聞・農地情報、農業や地域の情報などを提供しています。

担い手の 育成

地域の中心となる認定農業者等の経営体への農地の利用集積、経営改善の支援、農業・農業者に関する情報提供をしています。



地域活動

地産地消への取り組みや食育・食農教育など、地域の実態に応じた農業の活性化を目指しています。

農政活動

農地利用の最適化に取り組む中で、現場の意見を幅広くくみ上げ、関係する行政機関等に意見を提出しています。





うるま市農業委員会の改革

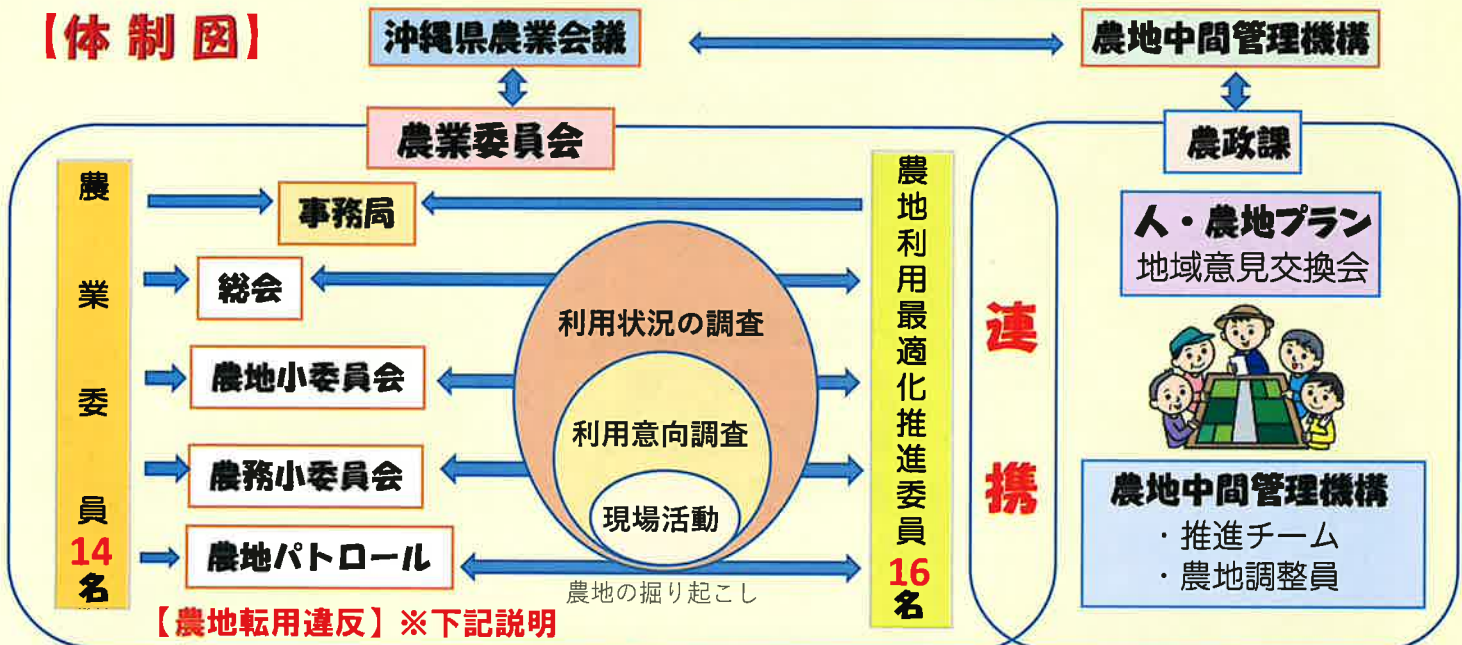


『農地利用最適化の推進（3本）』が最も重要な業務になりました。

- 担い手への農地利用の集積・集約化
- 遊休農地の発生防止・解消
- 新規参入の促進



【体制図】



【農地転用違反】※下記説明



人・農地プランとは。。。後継者不足や耕作放棄地増加等の問題を解決して地域農業の持続・発展に向けて地域で話し合い、プランを作っていくものです。その中で今後の地域の農地利用のあり方や、担い手の方々での農地集積・集約化について検討していきます。

(市内12地区。10月頃開催予定！)

※ 農地の転用には許可が必要です！

農地を農地以外のものにしようとする場合は、面積の大小にかかわらず、事前に**農地法第4条**または**農地法第5条**の規定による**農地転用許可**が必要です。

- 住宅を建てる
- 農業用施設を建てる（条件により届出のみの場合があります。）
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 樹木を植樹する
- 太陽光発電設備を設置する など

必要な許可を受けていない場合は、処罰の対象になることがあります。農地区分によっては、転用できない目的がありますので、契約や工事をする前に農業委員会や農業委員へご相談下さい。



農地法違反

∞ 農地の罰則 ∞

3年以下の懲役または
300万円以下の罰金

第16期農業委員活動風景



《市長・議長との懇談会》



《第16期農業委員・推進委員》



《ファシリティー研修会》



《人・農地プラン意見交換会》



《青年農業者懇談会》

うるま市の農地を
守り・豊かさを
めざして活動して
おります。



《↑見える化運動・食育活動》



《学童クラブ野菜栽培教室》



↑《学童クラブ野菜栽培コンテスト》↑



《農産物品評会》



うるま市農業委員会は、
全国農業新聞購読・農業者年金加入についての受付（相談）窓口となっております。
お気軽にお問合せ下さい。 ☎923-7608

